

平成19年4月1日から

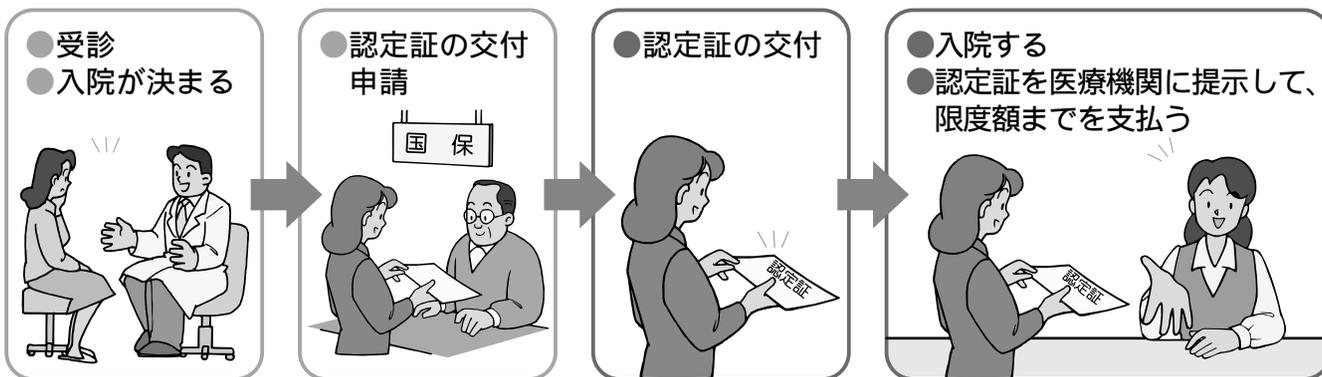
70歳未満の方の入院時の支払いは 自己負担限度額までとなります

平成19年4月1日から、70歳未満の人が入院したときの一医療機関の窓口での支払いは、次に記載された自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証の交付はあらかじめ申請が必要です

自己負担限度額は、所得区分によって異なりますので、あらかじめ国保に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。ですから入院する場合は、忘れずに限度額適用認

定証の交付を申請するようにしてください。
※原則として保険税の滞納がないことが条件です。
※外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおりあとから申請して支給を受ける形になります。



自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%	44,400円
上位所得者※1	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯に当たります。

※2 過去12ヶ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額となります。

国民健康保険出産育児一時金の受取代理制度



国民健康保険に加入している方が出産されたとき、子ども1人につき35万円の出産育児一時金が支給されます。(ただし、他の健康保険からの支給がある場合は除きます。)

『出産育児一時金の受取代理制度』は、国民健康保険税の滞納がないことなどを条件として出産時に支給する出産育児一時金の中から被保険者の皆様にかわって費用の一部を直接医療機関に支払う制度です。これにより、医療機関の窓口で出産費用を支払う負担が軽減されます。

【手続きの流れ】

出産予定日まで（予定日2ヶ月前から出産日前日まで）に手続きが必要です。

①健康福祉課（健康管理センターすこやか）または町民生活課（法勝寺庁舎・天萬庁舎）の窓口で予定日の2ヶ月以内から申請書をお受け取り

頂けます。

※この制度が利用できるかどうかを確認し、『申請書』をお渡しします。

添付書類…国民健康保険証、母子健康手帳

②健康福祉課（健康管理センターすこやか）または町民生活課（法勝寺庁舎・天萬庁舎）の窓口で『申請書』を提出してください。(予定日1ヶ月前から受け付けます。)

※承認通知を医療機関へ通知します。

③出産後、出産費用請求書及び出産証明書の写しの提出により支給します。

※出産費用が35万円に満たない場合は、その差額を国民健康保険の世帯主へ一時金として支給します。

【お問い合わせ先】

健康福祉課国保担当(TEL 66-5522)